

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
淀川清流高等学校	管内出張であるにもかかわらず、誤って管外出張としてシステム登録を行い、提出状態のままとなっているものがあった。 また、誤った状態が修正されずに放置されていたため、旅費が未払となっていた。 <table><tr><td>職員</td><td>出張先</td><td>出張日</td><td>未払旅費額</td></tr><tr><td>A</td><td>兵庫県神戸市</td><td>令和5年6月16日</td><td>1,340円</td></tr></table>	職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	兵庫県神戸市	令和5年6月16日	1,340円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
職員	出張先	出張日	未払旅費額							
A	兵庫県神戸市	令和5年6月16日	1,340円							
措置の内容										
未払となっていた旅費については、勤務実態を確認の上、追給を行った。 検出事項の原因は、申請者が出張における管内区域の認識不足により誤って管外出張と入力したことと、旅費担当者の管内・管外の申請状況の確認不足により誤りを見落としたことにある。 再発防止に向けて、教職員に対し、本事例及び出張における管内区域の周知を行うとともに、旅費担当者及び直接監督責任者が管内・管外出張の申請状況を定期的に確認することとした。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年12月17日）